

第5回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月6日（木）午後2時00分から午後2時46分
2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
3. 出席農業委員（14名）緊急事態宣言下のため農業委員のみ、また総会が成立する最低限の出席により開催した。

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通		
4番	牛嶋 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典			15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫				

4. 議事日程

- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 8号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第25号 八女市空き家に付属した農地の指定について

6. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 黒木支所 渡部
真弓 立花支所 田中 克彦 上陽支所 松尾 誠 星野支所 近藤 理
和 矢部支所 城 豪志

7. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

事務局	<p>定刻となりましたので、総会を行いたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び八女市農業委員会会則規則第19条に基づき、職務代理者の月足副会長に議長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>みなさまこんにちは。令和3年5月の総会開催にあたり、職務代理者であります私月足より一言ご挨拶申し上げます。城後公一会長は平成26年7月20日から農業委員を6年10ヶ月にわたり勤められ、令和2年7月20日の総会において会長として地域の農業振興と農業行政全般にわたり指導的な役割を果たされてきました。ここに謹んで哀悼の意を表します。いつも総会におきましては私のそばにいて、総会議事についていろいろな話をしてきましたけれど残念でなりません。しかし、我々は八女市農業委員会として城後会長の意思を引き継ぎ、今後も地域の農業者の為に職務をしっかりと務めて参りたいと考えております。</p> <p>さて今日は、令和3年第5回農業委員会総会を開催いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 議長 着 席 ）</p>
議長	<p>日程 第1・会議の成立</p> <p>只今の出席委員の数は農業委員 <u>14名</u> であります。</p> <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p>
議長	<p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、2番鶴木利通委員、4番牛嶋徹也委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p>

	(案件朗読)
議長	事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。
議長	報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より通知の説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては19件です。解約のあった土地72筆のうち、田43筆、畑29筆、合計面積 95,345㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 9ページをお願いします。
議長	議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。
事務局	1番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲受人の親より受贈と譲渡人の子への贈与ということでの所有権移転贈与の申請です。 以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。

事務局	2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。
事務局	3番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。
事務局	4番について説明いたします。（議案書朗読）父である譲渡人から息子である譲受人へ所有権移転贈与の申請です。よろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 譲受人は黒木町のご出身で今後実家のある黒木町に戻り、農業に専念されるため、経営拡大の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人から譲受人への親族間の所有権移転売買の申請です。 今回の申請の譲渡人は所有者が破産したことにより、破産管財人として選任された弁護士となっております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	10番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止、譲受人の相手方からの要望による所有権移転売買の申請です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。
事務局	11番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の親族への贈与、譲受人の親族からの受贈による所有権移転贈与の申請です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。
事務局	12番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の親族への贈与、譲受人の親族からの受贈による所有権移転贈与の申請です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号13番につきましては、新規営農及び下限面積の関連がありますので、87ページ議案第22号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理についての番号230番と併せてご審議をお願いします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13番についてご説明をいたします。（議案書朗読）譲渡人の労力不足と譲受人の新規営農ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>なお、譲受人は先程のご説明がありましたとおり、総会資料87ページ申請番号230番で基盤強化法による利用権設定の申請を行っています。こちらでの借入面積は802㎡となっております。農地法3条の申請面積と合わせて4,011㎡となり、下限面積について問題はありません。</p> <p>新規営農の譲受人についてご説明をいたします。譲受人は4年半ほど前に星野村へ移住をされ、親交があった今回の譲渡人の農作業の手伝いをされており、農業経験は4年ほどあります。今後米やソバ、野菜の栽培を行い、地域の直売所などへの出荷を予定されています。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第22号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、農業委員5番小川哲郎委員、農業委員9番中島秀徳委員は八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係する委員さんは席を下げてくださいようお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が5件、利用権設定の案件が237件ございます。</p> <p>番号1番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、(議案書朗読)譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p>

事務局	<p>番号3番、(議案書朗読)譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p> <p>番号4番、(議案書朗読)譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号5番、(議案書朗読)譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>18ページから91ページが利用権設定の各筆明細となっております。期間は1年から20年まで。新規・再設定合わせて利用権設定件数237件。利用権を設定する土地556筆。合計面積630,041.99㎡です。</p> <p>今回の新規営農の案件がございますのでご説明いたします。20ページをお願いします。15番、(議案書朗読)貸人より借人へ2年間の期間借地をされる申請です。21ページ16番、(議案書朗読)貸人より借人へ5年間賃貸借設定される申請です。借人についてご説明します。借人は実家の農業の手伝いはもちろん、白木の果樹農家の手伝いや広川町の水稲農家での手伝いをしてあり、農業経験は十分にございます。この度ご自身で農地を借り入れて、農業経営を開始される予定でございます。出荷は主に近所の直売所を予定されております。経営面積については15番、16番の借入面積合わせて4,513㎡となり、下限面積については4,000㎡を満たすことになっております。</p> <p>23ページをお願いします。24番、(議案書朗読)貸人より借人へ10年間賃貸借設定される申請です。借人についてご説明いたします。借人は1年間JAの就農支援センターにて研修を受けられており、この度ハウス園芸でイチゴの栽培をされる予定です。青年等就農計画認定書が発行されております。出荷先はJAの予定です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>1 1 条を解除いたします。関係する委員さんは元の席にお戻りください。次に 9 2 ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>報告第 8 号 農地法施行規則第 2 9 条の規定による報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番について説明いたします。申請地の場所については、八女市役所上陽支所より県道田主丸黒木線から市道大門口柴尾線を西に 2 0 0 m ほど進んだ後に南側の里道に入り、5 0 m ほど進んだ先の西側にある農地になります。（議案書朗読）この土地の一部を進入路及び農業用機械置場として利用されます。自作地で隣接農地についても本人所有となっております。排水については、雨水のみで自然流下となります。以上で終わります。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>9 3 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 2 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の処理について、番号 1 番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番についてご説明いたします。申請地は県道城島線にありますファミリーマート八女龍ヶ原店より北東へ 5 0 m ほど進んだ農地になります。農地の区分は概ね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地原則不許可ですが、既存の施設の拡張で拡張に関わる部分の敷地の面積が、既存の施設の面積の 1 / 2 を超えないものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えています。（議案書朗読）内容は県道用地として既存の倉庫を取り壊すことになり、新たに既存敷地の北側に倉庫を建設するための申請です。水利の承諾はとれていますが、隣接する農地の同意はありません。同意が取れなかった理由について報告書が添付されておりますが、隣接農地の所有者が土地の境界線について納得できないとして、（以前よりいさかいがあり）今回の申請とは関係のない</p>

事務局	<p>事が理由で転用の同意をしないとのこと。また、計画では境界より倉庫は2.5m離れて建築される予定ですので隣接農地の営農上問題ないと判断されます。</p> <p>4月26日に現地確認担当農業委員・推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水は南側にある側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>
議長	<p>次に議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は八女市本村にあります福岡県八女総合庁舎より南へ10mほど進んだ農地になります。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号の規定に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、共同住宅4棟32戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月26日に現地確認担当農業委員・推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は北側にある水路に排水される計画であり特段問題はないと確認しておりますが、現地確認の時に申請者が農地法を理解せず、申請者宅の境界のブロック等を改修するため、重機やトラックの出入口として今回の申請地に砂利を敷き詰められていましたので始末書の提出、それから転用の許可前でありましたので原状回復を要求しております。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明をいたします。申請地は八女市宅間田にあります県営住宅宅間田団地より西へ50mほど進んだ農地になります。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、建売住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>4月26日に現地確認担当農業委員・推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、雨水は南側に側溝を造り、排水される計画です。特段問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>3番についてご説明いたします。申請地は八女市前古賀にあります前古賀交差点より県道唐尾広川線を北方向へ300mほど進んだ農地になります。農地の区分は第1種農地と判断します。内容は2番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地5区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はありますが、水利の承諾はとれていません。承諾書の代わりに承諾が取れなかった理由書が添付されています。内容は、「過去に申請地付近で文化財が発掘され、農地転用の計画が頓挫しました。今回も文化財が発掘されるおそれがあるので、承諾することはできない。」という理由であり営農に支障を生じるといった理由で承諾をしないということではありません。また、申請者は北側に新しく家が建っており、文化財が発掘されても本事業を中止することはないとのことです。4月26日に現地確認担当農業委員・推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で西側側溝へ流され、雨水も西側にあります側溝へ排水される計画です。特段問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明をいたします。申請地は矢部清流学園から県道浮羽石川内線を北方向に約2km進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲渡人から譲受人に売買をし、植林した後、山林を一体的に管理するための申請です。隣接農地の同意もとっております。</p>

事務局	<p>4月22日に現地調査を行った結果、申請地の南側以外は、山林に囲まれており、排水は自然流下及び地下浸透で特段問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p>
議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>
	<p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて96ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第25号 八女市空き家に付属した農地の指定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>八女市空き家に付属した農地の指定についてご説明いたします。今回空き家に付属した農地指定申請書が提出されましたので、農地法施行規則第17条第2項第1号の規定により、その指定についてご審議いただくものです。申請地の場所は国道442号線、黒木町田本地区だるまラーメン付近の矢部川に架かる石原橋を渡って右方向に進んだ込野地区の農地になります。(議案書朗読)申請に係る空き家は空き家バンクに登録されており、なおかつ空き家に付属している農地であることを確認いたしております。物件登録番号は第130号です。</p> <p>4月23日に農業委員及び推進委員さんと現地調査を行いました結果、現在耕作するものはなく、今後空き家と同時に農地の取得が見込まれないとさらに遊休化するおそれがあると思われれます。この後の流れといたしましては、この総会で指定に関する決定がなされましたら、この農地は下限面積1aとなり、空き家を購入される方に限り5年間の耕作を条件として特例でこの農地の取得が認められます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>議 長 異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>議 長 以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉会宣言 2時46分)</p> <p style="text-align: center;">令和3年5月6日</p> <p style="text-align: right;">議 長 (職務代理者) 月足 靖彦</p> <p style="text-align: right;">2番 鵜木 利通</p> <p style="text-align: right;">4番 牛嶋 徹也</p>
--	--